

製品起因による事故ではないと判断した案件(案)

該当事案なし

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201800164 平成30年6月5日(群馬県) 平成30年6月25日	ノートパソコン	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●当該製品について調査の結果、当該事業者が製造した製品でないことが判明したことから、当該事業者が報告義務者でないと判断した。	
2	A201800677 平成30年12月28日(兵庫県) 平成31年1月31日	電動車いす(ジョイスティック形)	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品を使用中、転倒し、負傷した。	●当該製品について調査の結果、他社製であることが判明したことから、当該事業者が報告義務者でないと判断した。	